

福祉 5 - 1

不利益処分の内容	被保険者証の返還命令		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 9 条第 3 項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	「国民健康保険の保険料を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて（平成 12 年 3 月 28 日付け保険発第 41 号厚生省保険局国民健康保険課長通知）」による。 変更日 平成 13 年 4 月 1 日		

福祉 5 - 2

不利益処分の内容	一部負担金不払いによる徴収		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 42 条第 2 項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について（昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号都道府県知事あて厚生省保険局長通知）」の第 2 の 3 による。		

福祉 5 - 3

不利益処分の内容	故意の場合の給付制限		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 60 条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「国民健康保険法第 60 条並びに第 61 条の疑義について（昭和 39 年 6 月 1 日付け保文発第 299 号神奈川県民生部長あて国民健康保険課長回答）」による。			

福祉 5 - 4

不利益処分の内容	闘争、泥酔等の場合の給付制限		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 61 条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「国民健康保険法第 60 条並びに第 61 条の疑義について（昭和 39 年 6 月 1 日付け保文発第 299 号神奈川県民生部長あて国民健康保険課長回答）」による。			

不利益処分の内容	療養の指示に従わない場合の給付制限		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 62 条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「国民健康保険法施行事務の取扱について（昭和 34 年 1 月 27 日付け保発第 4 号厚生省保険局長通知）」の趣旨とするところにより「健康保険法第 63 条の規定による保険給付の一部制限について（昭和 26 年 5 月 9 日付け保発第 37 号厚生省保険局長通知）」に規定する処分基準を適用する。なお、法第 62 条に規定する被保険者であった者とは、法第 55 条第 1 項の規定による継続給付を受けている者をいう。			
変更日 平成 11 年 12 月 7 日			

不利益処分の内容	強制診断等拒否の場合の療養の給付制限		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 63 条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに法第 66 条の規定による保険者の強制診断を拒んだときは、法第 63 条の規定により療養の給付の全部又は一部を行わないことができる。			
なお、被保険者であった者とは法第 55 条第 1 項の規定による継続給付を受ける者、保険給付を受ける者とは被保険者でない世帯主をいう。			
変更日 平成 11 年 12 月 7 日			

福祉 5 - 7

不利益処分の内容	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 63 条の 2 第 1 項及び第 2 項		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「国民健康保険の保険料を滞納している世帯主に対する措置の取扱いについて（平成 12 年 3 月 28 日付け保険発第 41 号厚生省保険局国民健康保険課長通知）」による。			

福祉 5 - 8

不利益処分の内容	保険給付の一時差止に係る滞納保険料の控除		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 63 条の 2 第 3 項		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
「国民健康保険の保険料を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて（平成 12 年 3 月 28 日付け保険発第 41 号厚生省保険局国民健康保険課長通知）」による。			

不利益処分の内容	被保険者に対する不正利得の徴収		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 65 条第 1 項		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「不正利得の徴収金の徴収事務について（昭和 38 年 9 月 9 日付け保文発第 529 号大阪府民生部長あて国民健康保険課長回答）」による。			

不利益処分の内容	保険医に対する連帯納付命令		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 65 条第 2 項		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「不正利得の徴収金の徴収事務について（昭和 38 年 9 月 9 日付け保文発第 529 号大阪府民生部長あて国民健康保険課長回答）」による。			

福祉 5－11

不利益処分の内容	療養取扱機関の費用納付命令等		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 65 条第 3 項		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「不正利得の徴収金の徴収事務について（昭和 38 年 9 月 9 日付け保文発第 529 号大阪府民生部長あて国民健康保険課長回答）」による。			

福祉 5－12

不利益処分の内容	保険料の徴収		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 76 条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
保険料の徴収については、法第 76 条に規定されているが、具体的には次の条項等により行うものとする。			
1 国民健康保険法施行令第 3 章の 3 による。			
2 鳥取市国民健康保険条例第 11 条から第 23 条までによる。			
3 鳥取市国民健康保険条例施行規則第 14 条から第 15 条までによる。			
4 「世帯主」の定義については、「国民健康保険法にいう「世帯主」の定義について（昭和 26 年 7 月 9 日保発第 56 号の 2 厚生省保険局長通知）」による。			

不利益処分の内容	保険料の徴収		
根拠法令及び条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条～第 115 条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 20 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
保険料の徴収等については、法第 104 条から第 115 条までに規定されているが、具体的には次の条項等により行うものとする。			
1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 3 章第 4 節による。			
2 鳥取市後期高齢者医療に関する条例第 3 条及び第 4 条による。			
3 鳥取市後期高齢者医療事務取扱規則第 2 条から第 5 条までによる。			